

# 令和4年度エコタイヤ購入助成金 交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

## 〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、原油価格や物価高騰等の影響を受ける貨物自動車運送事業者に対し、事業用貨物自動車のエコタイヤの購入を支援し、燃費向上による輸送コストの負担削減に資することを目的とする。

## 〔助成対象者〕

第2条 福岡県内に営業所を有する貨物自動車運送事業者（県ト協の非会員事業者を含む。以下「事業者」という。）とする。

## 〔助成条件及び対象期間〕

第3条 事業者が事業用貨物自動車（軽貨物自動車を除く。）に装着するため、令和4年4月1日より令和5年1月31日までの期間に、新規にエコタイヤを購入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請したものを対象とする。

## 〔助成対象品〕

第4条 転がり抵抗を軽減し、燃費の向上を図ることが出来るエコタイヤで、別表のとおりとする。 【※再生タイヤ、中古品は対象外とする。】

※エコタイヤ購入助成対象品一覧参照

## 〔助成の交付額及び本数〕

第5条 助成金の交付額は、エコタイヤ1本当たり5,000円とし、1事業者当たりの助成本数は上限20本までとする。これについては、申請後すみやかに助成金の交付を決定する。

なお、上記申請と同時に、**1事業者当たり20本を超えて助成金の交付要望ができるものとし（但し、500本を超えない範囲に限る）、令和5年1月31日の申請受付終了時点で予算の執行状況から交付が可能な場合には、当該要望分についても、助成金の交付申請があったものとみなし、当該要望を受け付けた順に助成金の交付を決定する。**

## 〔助成申請方法〕

第6条 事業者は、県ト協業務一課宛てに下記書類を郵送にて提出することとする。

なお、1事業者からの申請及び要望回数は1回限りとし、申請書類の県ト協への最終提出期限は令和5年1月31日（火）までとする。【※当日消印有効】

《受付期間》 **令和4年11月1日（火）～ 令和5年1月31日（火）**

《提出書類》

- ① 様式1 エコタイヤ購入助成金実績報告書（助成金交付申請書 兼 交付要望書）
- ② 様式2 エコタイヤ購入助成金実績報告内訳書
- ③ 運送事業の許可書又は営業所の認可書の写し
- ④ 請求書又は納品書（メーカー名・商品名・型式・購入本数・単価・請求金額・発行年月日が明記されたもの）の写し
- ⑤ 領収書又は金融機関振込通知書等の写し
- ⑥ 助成金振込先口座の金融機関名・口座名義・口座番号等記載ページの写し（預金通帳表紙のコピー等）

※請求明細等が無い場合は、購入先より「エコタイヤ販売証明書」を発行してもらい添付する。

※リース車両、割賦購入車両の場合は、④⑤に代わり、リース契約書又は割賦販売契約書（対象車両の登録番号もしくは車台番号の明記が必要）の写しと「エコタイヤ販売証明書」を添付する。

〔助成金の支払い〕

第7条 県ト協は、申請期間終了後に申請事業者の指定する金融機関口座に助成金を振り込み交付するものとする。（令和5年2月末を予定。）

〔財産の処分制限〕

第8条 事業者は、助成対象のエコタイヤを購入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

〔他の補助金等との併用条件〕

第9条 本事業への申請の対象となるエコタイヤについて、国もしくは、地方自治体からの補助金、交付金に類する助成（以下「補助金等」という。）又は、補助金等を財源とする助成を受ける場合は、本事業による助成金との合計額が購入額を超えないこととする。

〔雑則〕

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附則〕

本要綱は、令和4年10月24日より施行する。